

書言字考の「遊仙窟」訓

平井秀文

本誌の既稿につづいて、遊仙窟の訓詁が、近世に入って辞書の類にどうあらわれているか、その典型的なものとして本資料をあげる。

- 一 書言字考節用集の出典注記
 - 二 乾坤門から人倫門まで
 - 三 肢体門から器財門まで
 - 四一 言辭門(卷八上) 一 言辭門(卷八下)
 - 五一 言辭門(卷九上) 一 言辭門(卷九下)
- 付 — 節用集大全から

中世の古節用集の類は、近世に入ってその質量ともに変化した。その一つが、ここにあげる、槇島昭武の書言字考節用集である。その出典を注記することが、むしろ本書の最大の特色といつてよい。数百に及ぶ援用は精細に示されている。

量的にいえば、本書にさきだつて、すでに恵空の節用集大全が十数年前に出ているが、出典を注記することの詳しきにおいては比べ

書言字考の「遊仙窟」訓

るべくもない。

近世に入って、遊仙窟は伝写の時代ではなくなった。すでに、慶安(無刊記)本と元禄本とが、享保二年版行の本書に先だつていゝ。著書は、当然これら刊本を利用したのであろう。そこに、中世と異なつた自由さがあつた。

書言字考は、全十巻で十三部門から構成せられてゐる。そのなかに、「遊仙」「遊仙窟」また「遊仙窟註」として明記した語訓が、約九十条にのぼる。しかし、現実にその所在をみると

官位(卷三) 気形(卷五) 生植(卷六) 数量・姓氏(卷七)

の五部門には、所引がない。他の

乾坤 時候 神祇 人倫 肢体 服食 器財

の各部門には、それぞれ一条から数条の所引が見える。残りの

言辭(卷八上下、卷九上下)の部門に、約七割の所引が集中してゐる。遊仙窟の語訓が、どういふところに迎えられていたかが、うかがわれるともいえる。

これら所引の語彙をみると、既出の辞書や注釈書などに援用せら

れたものと、同一のものも少なくない。中世からすでに、遊仙窟の訓読語の重要視せられていたためで、いわば、その主たるものが共通固定化していた面もある。とくに、原典が短編であることも理由になる。したがって、原典を直接に援用しても、あるていどの先入觀念におのずから惹かれて採用する傾きも考えられる。

書言字考は、既述のように、刊本を採用したのである。それでも、原訓と異なるものがあり、語訓ともに原典にないものもわずかではあるが存する。これらには、古訓をあえて採らず、時代語的な語訓をも意識したのもあるのではないか。

二

草亭ワラヤ（乾坤上）

よく採られる語例の一つで、原訓は「草亭ノワラヤ」という文選読である。

鷹木ガシキ（ク上）

原文「參差於鷹齒」の原注の前半を、ほぼそのまま採って、「遊仙窟註鷹齒者刻木又刻石為之」前「却如鷹之行列入鳥牙齒之形」と注記している。

姪ツキヒト（ク上）

原訓のままである。「又出己」と注記していて、その「己」の部には「ゴウガ」と音読している。

両辺アナタコナタ（ク下）

よくあげられる語例ではあるが、原訓では「コナタカナタ（アナタ）」が通訓で、その順序が逆である。もともと、古節用集の類には、「アナタコナタ（東西）」「カナタコナタ（左右）」が見え、既述の節用集大全には「あなたこなた（以往那辺）」「あなたこなた（左右）」の例があるのも興味がある。

更深サヨフク（時候） 曠黃ユツグ（ク）

ともに原文「夜久更深」「時既曠黃」の訓で、後の「曠黃トユフクレナリ」の文選読。

從來モトヨリ（ク）

文集の「従前」をうけて同訓とある。原文「從來巡遶四辺」の通訓。

潔モノイミ（神祇）

その上のほうに「齋モノイミ」とあるをうけて、同訓とする。原訓は「潔齊トキヨマハルコト、モノイミスルコト」の両文選読を慶安本は示しているが、元禄本では「モノイミスルコト」の訓を採っている。

兒ワラハ（人倫）

通訓で、諸例がある。

宿ヨネ (ク)

これには、「今世俚俗斥テ遊女ニ云爾。見遊仙窟」とある。「宿」字は、原典では「賭宿」「一宿」の語例であって、「ネットク」「ヨ」という訓があり、したがって、この語訓は、著者のものといえなく、それが、この注文としてあらわれたものである。言うごとく、近世語であって、古節用集の類にもこの語訓はない。既述のように、著者の一つの態度とみるべきか。

凡俗クニフツ (ク)

正確には、その上に「直也人タゲット」(毛詩、東鑑)とあるのをうけて同訓と記しているものである。いうまでもなく「凡俗ノタ、ヒト」と通訓せられているもので珍しくないが、この訓は明らかに「タダウド」という音便形を示している。

未必人ウタカタヒト (ク)

「源氏」をも出典として併記している。「未必」は原文にあるが、「未必人」を示しているのは、源氏物語との関係であろう。「ウタカタモ」の通訓は、よく援用せられる例ではあるが、文明本節用集に「寧人」に「ウタカタヒト」の訓があり、また、節用集大全が、その言辭門で、「未必人」に「うたかたひと」の訓を示し、「見源氏」と、本書と同じ注記をしているのが注目せられる。

下官ヤツカリ (ク)

通訓は「ヤツカリ」のほうである。「奴僕、臣、臣僕」などと用

書言字考の「遊仙窟」訓

字は異なるが、節用集大全には「やつかれ」と訓じ、温故知新書には、そのいずれの訓もある。

女中女郎メユメ (ク)

原文では「崔女郎」の二例がある、それを意識してのことか。ただし「チ」とあるべきが「シ」となっているのは、この時代を反映しているか、その表記を注目してよい。

三

心イキ 筋サシ 機関キカン 遊仙ユゼン (肢体)

上の語には注記はない、遊仙窟にはないのであるから、「機関」にも同じ両訓があると認めてよいが、通訓は「イキサシ」だけである。「イキツカヒ」の原訓は見えないが、著者の意によるものか。

痲ハナイキアラシ 痲ハナイキアラシ (ク)

原訓は、「鼻ノ裏痲癩トイキタハシク、フスフリ」の両文選説を示す。本書は、この下に注記して「房中所言出遊仙窟」とあるのによると、原文だけを採用してその古訓をさげ、平易な表現に改めたものであろう。

乳頭チビ 乳房チフサ (ク)

「遊仙窟作ル奶房ニ」と注記しているとおりで、原典を訳すと「奶房ノチフサノ間ヲ拍搦トウチタ、キ」というところで、「乳頭」の

語訓は関係がない。原注にも「奶、乳也。音奴解反。」とある。

手子タナズヘ子(ク)

はつきりと濁っている。原典にこの語例は多いが、清濁いずれも見える。なお、「又出し由」との注記がついているが、その「ユ」の部では、「ユビヌキ」の訓が、この語にある。節用集大全にも、この語訓「たなすゑ」があり、やはり遊仙窟に見える旨を注記している。

中房ネヤコト(ク)

その上のほうに「房事ネヤコト」とあるをうけての同訓であることを示しているが、原典には「中房」はなく、「房ノ中小トセハ〜シ」の例があるにすぎない。

口子クチスフ(ク)

原訓「若シ口子クチスフコトヲ得ハ」など、同語訓は他にもあり、よく採用せられる例である。

眼尾マナシリ(ク)

これは、その上のほうに「外皆マナシリ」の左右訓語がある語例をうけて、「眼尾」の右に「同」と傍記しているのを、そのまま採用した。著者はそれほど厳密には表記していないが、あるいは「マナシリ」という俗語を示したのか。通訓はすべて「マナシリ」で、例は多い。

指環ユビヌキ(服食)

語訓ともに原典にない。原文であるのは「指頭」の語で、「ユビノスヘ、タナスヘ」と訓ずる。この上に、玉篇を援いて「鎔」字をあげ、これに「ユビヌキ」の訓を記しているのをうけた形になっている。これなどは、全く原文を見た上でのこととは思われない。節用集大全では、「搭」字を器財門にあげて「ゆびぬき」と訓じている。

薄ハク(器財)

「金薄銀薄等也見本草遊仙窟」の注記がある。この字音はすでに字訓と同じ扱いにあるというべく、「金ノ薄丹履ニ塗レリ」が原文である。

素銅鏡マヌミノカガミ(ク)

注記があつて、「遊仙窟又日本紀素作レ白」と示す。原典では諸本異同なく「青銅鏡」と表記し、右のごとく通訓する。易林本節用集などでは「真角鏡」をあてる。

交横マカガリ(ク)

これは、その上に文選を援いて、「觥觶マカガリ」とあるのに同訓と記しているのによつたが、文選のほうの注記に「杯盞之屬」とあるように、全くの異語同訓にすぎない。原文に「杯盞ノサカツキ交横トマカリ」と続読せられるので、その連想から、単に同じ読みであるの

で、列記したにすぎまい。

四一

アラスイハキニ
非ニ 石木ニ (言辭ハ上)

「行路難云心非ニ石木ニ豈レ無レ感又見遊仙窟」という注記がある。よく援用せられる例であるが、原文のほうは「心木石ニ非ス」で、これならば「イハキ」とは逆になる。元禄刊本などは「ボクセキ」と音読している。

イヒアハス
句 當 (ク) 若カバカ
為

これらも、援用せられることの少なくないものであるが、原文「心ヲ專ニシテ句當トイヒアハスルコトヲ為ス」「眼ニ見シトキニイカハカリカヲモシロ。カラン」と、諸訓相通する。

イヤメツラシ
造 鑿 (ク)

通訓は、むしろ「造鑿トイヤメツラナリ」のほうで、元禄本では「イヤメツラシ」となっている。

イトダ
太 (ク) 非ハダシ
常 (ク)

原文は「太大」で、「向來太大遜ハ不」の例。「險峻トサカシフシテ非常トハナハタシ」も通訓。これらも、援用せられることが多い例である。

ハヂシラフ
含 嬌 嫵 嬾 遊仙 忍 咲 (ク)

書言字考の「遊仙窟」訓

これの表現形式から考えると、出典として注記せられているのは「嫵嬾」だけであるが、原典では「含嬌窈窕迎前出、忍笑嫵嬾返却廻」の条にあたる。著者は、明らかにこの本文を頭に、「忍笑」の順序を変えているが、これは「ホ、エミテ」と慶安本には訓じているので、そうしたのか。しかし、同訓たることを示しているのは異であるが、元禄本ではその訓を記している。右に示した本文の部分では、「含嬌」は「嬌ヲ含テ」と通訓するが、他の部分で「含嬌トハチシライ(ヒ)テ」と古訓にもあって、当然である。注記のある「嫵嬾」はそのとおりで異訓はない。

ニコヤカ
膾 膈 (ク)

注記に「又出速」とあり、「ヨ」の部には「ラントシ」の音読がある。通訓は「手子ノタナスヘハ膾膈トコマヤカナリ、ニコヤカナリ」の両訓である。

ホトク
作 (ク)

原訓は両訓があつて、「ホトクニ、ヨリクニ」で、そのいずれかを採るのも多い。元禄本は「ヨリクニ」だけを採っている。

ホコル
誇 (ク)

注記があつて、「遊仙窟註大言也」と見える。原文「娘子不是故誇」の原注に「陸法言曰、誇大言也、音共瓜反」とあるのをいう。

トニカクニ
衆 諸 (〳)

原訓「カタハラニ、トニカクニ」の両訓がある。

ヲントツ
盥 膺 (〳)

すでに、訓読の項で示した。「又出^レ仁」ところでも注している。この音読に「ヨットツ、ヨントツ」と両例があつて、いづれかにしたがっている。醍醐寺本には「ヨントツ」とあつて、この例と通ずる。

ヲモハシキ
可 愛 (〳)

刊本はともにこの例と同じであるが、古訓を通じて、「ウツクシケナル、メテタキ、オモハシキ」などの諸訓がある。本文は「可愛語中声」である。

ス^{ヲモホ}
不^レ 覺 (〳)

珍しく返点とともに読み、出典にも日本紀を併記する。原訓「不覺」には、「不覺トオロソカニ、ス、ロニ、モノオホヘスシテ」と諸訓がある。

ヲモシロシ
可 憐 生 (〳)

「可憐」への訓であるが、原訓通じて「ウツクシケナル心、花、腰」などと修飾する。「憐」だけにはかえて「オモシロシ」など訓がある。温故知新書には同例がある。

カキナラス
弄 (〳) 記念 (〳)

ともに、よく援かれる。「弄」には「ツミナラス」の訓もある。

カ、ヤク
熠 燿 (〳)

「羅衣熠燿トカ、ヤイテ、テレリ」の両訓が通訓。

四二

カタツカガヒ
異 同 (言辭 八下) 一 辺 (〳)

ともに通訓。「参差」には「カタチカヒ」の訓もあつて、温故知新書はそれを遊仙窟と注記している。

ヨリツク
求 守 (〳) 從 渠 (〳)

これらも、ともに通訓。「渠」には、他に「ヲモト、ミマヒトコロ」などの訓もある。

マレナリタグヒ
少^レ 比 (〳)

ただし、これはそのすぐ上の文選の注記ある「寡^レ仇」の語に同訓であることを記しているで、その訓を示した。原文は「少^レ疋」の文字が用いられ「タクヒスクナシ」と通訓する。

タヤヤカ
婀 娜 (〳)

この条の原訓には、異訓はない。ただ、これは注記に、「遊仙窟註行動節度柔弱貞」とあり、原注の「李善曰」の文中の一部である。

方ソラシラス便(〳)

他に「ツキ〜シフシテ、ヤスライテ」の訓もあり、「方便ト」につづく文選読である。

横ソヒシ陳(〳) 一々ツラ(〳)

「横陳トソヒフシ、カトモ」が通訓。後者には「トリ〜ニ、ヒトツラ〜ニ」の訓もある。

三々ツギ(〳) 方フキトシ便(〳)

「三三」には「ミツラ〜ニ」の訓もあり、「方便」の訓はすぐ前に言及した。両訓ともに濁点を明記している。

婀娜ナメク(〳)

(又出「太」の注記の示すとおり、「タヲヤカ」の語訓として既述した。それは「婀娜トタヲヤカナル腰支」の原訓で、「タヲヤカニ」とするところもあるが、また、他の原訓に、「婀娜トナマイ(テ)」などがあり、ここはそれから採っている。

輕ナコヤカ盈(〳)

「遊仙窟註妍妖玉」の注記がある。原文「何ノ処カ輕盈トナコヤカナラ不ラン」の条の原注の一部を採っている。

摩ナデサスル聲(〳)

これは元禄本の訓である。慶安本では「スル」と左訓するにすぎ

書言字考の「遊仙窟」訓

ない。古訓は、「ヲシスル」が通訓。饅頭屋本節用集に「摩婆」に「ナデサスル」の訓がある。

薄ナサケナシ媚(〳) 平生ナラザリ(〳)

「薄媚狂雜」「平生末展」の原文にみえる通訓。これらもよく援用せられる語訓の例である。

入ムツマシ深(〳) 忸ウツケンゲ怩(〳)

「漸漸入深也」「忸怩嬌裏面」の原文にみえる通訓。前者は「入り深クナリス」とも刊本には記されている。

風ウカリ声(〳)

このまま正しいとすれば、他に例を知らない。「ウカリ(コ)へ」の脱か、それにしても「ウカレ(コ)へ」ならよいが。「ウカレコエ」「ウカレタルコへ」などと、通訓するので、意味はよくわかるが。これは誤記か、訛語と考えるは早計か。

五――

安マシマセ置(言辭九上)

原文「共娘子安置」で、「安置トマシマサム、マシマセ」の通訓。

正マメヤカ首同直成(〳)

二語つづけて遊仙窟からの注記であるが、後者には、「遊仙窟註

不_レ護_ル語也」という原注がそのまま援用せられている。これは、原文「真成欲逼人」の条の原注に存する。両語訓ともに通訓。

隔_二胡越_一 (ノ)

加_レ点のままをあげた例であるが、この下に「遊仙窟註胡北之國。越南之地。言_二相去遠_一也」との注記がある。これは、原文「情垂若胡越」の条の原注の後半を援いたものである。

不_レ平 (ノ) 心、口 (ノ)

ともに通訓である。後者は、その上のほうに「心内」という遊訓のあるをうけて同訓たることを記している。原文「頭低則不平」「不覺慙_レ羞_レ心口」の条。前者は、例によって「不平トコトノシ」の文選読。

大語 (ノ)

「五嫂大語トコハタカニシ_{イカ}頤_リテ曰」という原訓である。

便_テ點 (ノ)

この語にこの訓あるは、著者の意によるものか。原典には用例二条があり、「惣悉輸他便點」の場合には、「便_ヲ點_レナシ」が通訓で、醍醐寺本はじめ刊本にも「便點」には訓合符がついている。別の「權毛任便點」の条は「便點ス」と音読するのが通訓で、刊本にも音合符がある。古訓にも「ス」だけの送仮名のあるのは同じことを示す。

応_レ答 (ノ)

かんたんなことのようではあるが、通訓は「アヘシラフ」で、「復能応答」を「応答トアヘシラフ」と訓するほか、別に「五嫂会些」の「会」に、また「豈可同年而語」の「語」に、それぞれ同訓がある。古訓また同じであるが、陽明文庫本には「引接」に「アヒシラフ」の訓が見える。もともと、古節用集の類をみると、逆に「応答、会釈」の語訓に「アヒ(イ)シラフ」の例が多く、「アヘ」は見えない。著者は、あえて原訓と異なるほうを採ったか。

関_レ々々 (ノ)

その上のほうに「貴」があり、それをうけて「同」と注しているの_レでそれによる「アテヤカ」の右訓は、著者が記したものである。関々トアテナル_ニ雌鳩の通訓でこの右訓はない。

恰 (ノ)

「遊仙窟註_ニ當也」と、その下に注記している。「恰有金声」の原注に「恰、當也」をそのまま援いた。

哥_ノ耐 (ノ) 可_レ念 (ノ)

ともに、通訓。この二語は、その間に「悲」(出典注記なし)一字をおいて、「遊仙」と注記しており、相接する援用である。

酒_ノ章 (ノ)

他に例を見ない語訓で、著者が示した時代語であろう。原文「當

作酒章」の条で、「サカノリ」が通訓。陽明文庫本にもそう訓じている。訛誤ではない、著者の意識による。

細々許サヤカ（ク）

とくに濁点のつけられているのが注意。「細細許トサ、ヤカナル、サ、ヤカニナメキ」が通訓。この語訓も、よく援用せられる例である。

加諸サシクハハ（ク）

これも、あるいは著者の意訓ではないか。新しい語に換えたのか、原訓にはない。「妄事加諸」の条で、「サシマセコト、トリクハヘコト」が通訓。「サシクハハ」は、あたかもこの両訓の合成語の感がある。

宛然サナガラ（ク）

注記に「勻会猶依然也。出遊仙窟」とあるので示したが、これは原訓にはない。「依然」という用例もない。訓そのものは正しいが、どうしてこの注記があるのか判然としない。

捺サスル（ク）

これもその下に「遊仙窟註手捺スル也」とある。原典は「須捺後脚」の条の下に、「陸法言曰、捺、手捺、音奴葛、反。」の原注による。しかし、「捺」の通訓は「ツム」すなわち「後ノ脚シリアヘアシヲ捺ムテ」で、「サスル」の訓はない。注文の意によって、著者の

書言字考の「遊仙窟」訓

付訓した例であろう。

五二二

向上直下ミアゲミツロス（言辭九下）

二語訓を一つにまとめて標出したのは、原文に「向上則有青壁萬尋直下有碧澗千仞」と連続しているからであろう。「向上トミアクレハ」「直下トミヲロセハ、ミクタセハ」が通訓。

婉轉ミツクロヒ 法用同（ク）

両語相つづけて標出し、ともに遊仙窟なることを注記する。「蟠龍ノ婉轉トミツクロイシ」「人ノ前ニ法用トミツクロイ多シ」と、それぞれ文選読の通訓による。

嬉姑ミヤビヤカ（ク）

すぐ下に「遊仙窟註婦人多姿態一兒」とあり、これは原注の「夫蒙曰、暗稼姑美者婦人多姿態一貌」を援いた。通訓は「嬉姑トミヤヒヤカナリ、ウルハシ」である。

偷眼シノビメ 盜盼同（ク）

これもつづけて標出し、ともに遊仙窟なることを注記する。前者は「偷眼シノビメ二十娘ヲ看ル」と通訓するが、後者も同訓たることを著者は記している。意味はともかく、通訓は「斜ナル眉シノビ盗ニ盼カヘリミテ」で古訓も同じ。こういうところは、あえてこだわらない態度で

標出してゐるようである。

シホタル、
泣涙 (シ)

連体形を終止法とすることは、この例にとどまらないが、さすがに新しい。「泣涙トシホタレテ相看ル」が原訓。この語訓も特殊語として援用せられることが多い。

シノビヤカ
密 (シ) 料理 (シ)

ともに通訓であるが、「密」は「交り遊フコトノムツマシクセン、シノビヤカナラン、シタシム」などが原訓には併記せられる。後者は、「料理中堂」の条の訓にあるが、これも古くからよく援用せられる。

ヒトナフリ
鈍劇 (シ)

原訓には「人ト為リ鈍劇トタハフル、ヒトナフリ」の二つがあり、その一つを採っている。

セハクシ
小々 (シ)

原訓のまま、「房ノ中小小トセハクシ」による。

スエロ
不覚

原文「不覚轉眼」「不覚眼中憐」などがあり、「不覚トヤロソカニ、スエロニ」の両訓が通訓となっている。

スマロアリキ
漫行 (シ)

「遊仙出曾」と注記があるように、「ソ」の部(言辭上下)に同語の「漫行」があつて、「スマロアリキ」と付訓する。そこには、遊仙窟の注記はないのは当然で、「何レノ処ニカ漫行シテ去来シツル」というのが通訓である。

付

稿中にふれたが、惠空の節用集大全に、やはり遊仙窟が少し援用せられていたので、ここにそれらを付記する。延宝八年刊であるから、元禄には先立つが、慶安(無刊記)本はすでに存在していた。本書の出典注記は多くないが、そのなかに「遊仙窟」「遊仙窟曰」「見遊仙窟」と注記しているものについて述べる。

いさだま
窮鬼(人倫門)

原文「窮鬼故調人」で、「窮鬼ノイキスカタ、イキスタマ」の両訓がある。ここはその後者を採っている。いうまでもなく、この訓は、「遊仙窟云窮鬼師説伊勢須太萬」として和名鈔に記されて普及したといつてよい。古節用集の類にも見える。

たなすぶ
手子(肢鉢門)

すでに本稿に述べたなかに、この大全の語訓にも言及した。

たすむ
寸步(能芸門)

原文「如今寸步阻天津」で、「寸步トタ、スムトキ」と、例による文選読である。古節用集にもこの例は多い。

可うつくしげなり 隣トナリ (言辭門)

「遊仙窟ニ日正ク値ニ可ウツクシゲナル 隣ニ花ニ」と注記があつて、原典をそのまま援用している。この語訓「ヨモシロシ」については、すでに述べた。

都しかしながら 盧ル ()

原文「両フタツヲ寛シメハ都シカシナカラ 盧ル 失シセン」と訓読せられるところ。原注に、「都盧者。愆シ意シ也。是俗語也。」とある。この語訓、やはり古節用集にも見える。

偷しゆびめ 眼メ ()

これもすでに述べた例であるが、ここにこの大全にもあることを加える。

透したちか 逸又タラヤカ 遊仙窟ニ ()

原形どおりを示して、両訓を併記していることを明らかにする。原文「遂即透逸而起」の条で、「透逸トタラヤカニシテ、シタラカニシテ」の両文選読の通訓がそのとおり採られている。

颺ひらめく 風吹フク 淫裔同 遊仙窟ニ ()

あえて原形を示したのは、これによると「淫裔」に「ひらめく」の訓が遊仙窟にあることを注記したことになる。「ひらめく」の訓語はつきにあるが、この語は全く原典になく、類字もない。「遊仙窟」と記したことが誤入ではないか。すぐ次行につき語例がある

書言字考の「遊仙窟」訓

ことなども、影響しているかもしれない。ただ、書言字考にも全く同じ例があつて、

淫裔ヒラメク 遊仙窟ニ (言辭九下)

と見えるが、さすがに出典の注記はない。

紛ひらめいて 披袖紛披遊 遊仙窟ニ (言辭門)

これも原形どおりを示したのは原文の一部を援用しているからで、詳しくは「錦袖紛披、若青鸞之映水」とある条。「紛披トヒラメイテ」の訓をそのまま記していることがわかる。

端ひたおももて 仰メ ()

これも原訓どおり「て」まで記しているが、「端仰トヒタヲモムキテ、ツ、シミアヲキ」の両訓が通訓。「余乃端仰一心、潔齋三日」の条である。

不すゞろ 覺メ ()

これもさきに書言字考の項に述べた。これらさきの書言字考の項に述べた。わずかの例であるが、大全でも、やはり、言辭門に集まっていることは共通する。

— 昭和五四・一〇・六 稿 —